

低学年用

# 取手市

## みんなでいじめをなくすための条例



(市及び教育委員会の責務)  
 第4条 市及び教育委員会は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策を講じなければならない。  
 2 市及び教育委員会は、いじめの防止等のための対策を推進するため、いじめの防止等に関係する機関及び団体と連携し、子どもの健全育成に係る事業の充実に努めなければならない。  
 3 市及び教育委員会は、いじめの防止等のための啓発活動を行い、市民のいじめの防止等に関わる意識の高揚を図らなければならない。  
 4 市及び教育委員会は、市立学校に対し、第10条に規定する学校いじめ防止基本方針に基づく具体的な取組又は達成の状況を確認し、必要に応じて支援、助言又は指導を行わなければならない。

(市立学校の責務)  
 第5条 市立学校は、自らのいじめの防止等に係る姿勢を示すこと並びに日常の学級づくり及び学習指導等の充実が、子どもと保護者の教職員に対する信頼を生み、子どもと子どもとの間のより良い関係の構築につながるの見地に立ち、必要な措置を講じなければならない。  
 2 市立学校は、当該学校のいじめの防止等の対策のための組織を中心に、学校全体でいじめの防止等に関する取組を推進しなければならない。  
 3 市立学校は、日頃から子どもの様子を細心の注意を払って把握するように努め、いじめの事実の発見に取り組まなければならない。  
 4 市立学校は、いじめの事実やその疑いがあったときは、当該学校のいじめの防止等の対策のための組織を中心に、速やかに適切な措置を講じなければならない。

(保護者の責務)  
 第6条 保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有する者として、子どもとのコミュニケーションを大切にするとともに、子どもに対して、いじめは許されない行為であることを十分に理解させるよう努めなければならない。  
 2 保護者は、子どもの様子及び行動の変化に気を配り、いじめの事実やその疑いがあったときは、速やかに、市立学校、教育委員会又は市に連絡、相談するよう努めなければならない。  
 (子どもの役割)  
 第7条 子どもは、いじめを行わないという意識を強くもたなければならない。  
 2 子どもは、命と心の大切さ・尊厳を実感し、いじめを行わず、互いを思いやり、いたわり合いながら、いじめのない明るい生活を送るよう努めるものとする。  
 3 子どもは、いじめを受け、又はいじめが行われていることを知ったときは、その保護者、市立学校、教育委員会等とできるだけ早く相談するよう努めるものとする。  
 (市民及び事業者の役割)  
 第8条 市民及び事業者(以下「市民等」という。)は、地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境をつくるよう努めるものとする。  
 2 市民等は、子どもがいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市立学校、市その他子どものいじめの防止等のための相談機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

<いじめやなやみごとのそうだん>  
 ◆取手市いじめ専用相談ダイヤル  
 平日 9:00~16:30 [0297-63-2537](tel:0297-63-2537)  
 ◆取手市教育総合支援センター  
 平日 9:00~16:30 [0297-63-4755](tel:0297-63-4755)  
 ◆いじめ体罰解消サポートセンター  
 月水 9:00~16:30 火木金 9:00~18:30  
[029-823-6770](tel:029-823-6770)  
 ◆24時間子どもSOSダイヤル  
 24時間対応 [0120-0-78310](tel:0120-0-78310)  
 ◆子どもホットライン  
 24時間対応 [029-221-8181](tel:029-221-8181)  
 ◆茨城いのちの電話  
 24時間対応 [029-885-1000](tel:029-885-1000)



◆◆◆ 教育長からのメッセージ ◆◆◆  
 みなさんは、一人一人がかけがえのない存在であり、未来を担う大切な宝です。いじめによって、心や身体が傷つくことは絶対にあってはなりません。  
 取手市では、みんなで協力していじめをなくすために全力で取り組んでいきます。  
 この条例をもとにして、みなさんが健やかに成長することを願っています。  
 平成30年7月  
 取手市教育委員会教育長 伊藤 哲

# 取手市 みんなでいじめをなくすための条例

いじめ対策推進室  
いじめ問題対策連絡協議会

いじめって？  
ほかの人からなにかいわれたり  
されたりして、「いやだな」  
「つらいな」とか感じたら、  
それは「いじめ」です。

## 第4条

### 市や教育委員会は

みなさんのまわりのおとなや  
学校ときょうりよくして、  
いじめをなくすためにみなさんを  
みまもっていきます。



## 第7条

### みなさんは

いじめをしないという、つよいきもちを  
もたなければなりません。

もし、いじめられたり、いじめをみつけ  
たりしたら、おうちの人、学校の先生など、  
まわりのおとなの人に、ゆうきをもって  
すぐにはなしましょう。



## 第6条

### おうちの人

みなさんのことをよくみて、  
いつもきにかけてくれます。  
いじめやいじめかなとおもった  
ときは、先生や学校などに、  
そうだんしてくれます。



## 第5条

### 学校は

みなさんがあんしんして  
せいかつできるようにみまもります。  
もしもいじめにあったときは、  
すぐにたすけます。



## 第8条

### ちいきの人

みなさんがあんしんしてすごせる  
ように、みまもってくれます。  
いじめをみつけたときは、学校などに  
れんらくしてくれます。



裏表紙に条例の文がのっています  
よ読んで確認しましょう

